

第十一章 他の機関等との協力応援

第十一章 他の機関等との協力応援

第一節 洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曾川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曾川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

第二節 応援及び応援等の相互協定

1 居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

- (1) 災害派遣要請者
知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めるとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めるときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

5 相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

第三節 河川管理者の協力事項

1 国と県との協力事項

国土交通省中部地方整備局長（河川管理者）と愛知県知事（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の手点検の実施
- 三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 五 水防活動の記録及び広報

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

2 県と市町村との協力事項（例示）

愛知県知事（河川管理者）と市・町の長（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のため

の活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

THE UNIVERSITY OF MICHIGAN LIBRARY

ANN ARBOR, MICHIGAN 48106-1103

TEL: 734 763 5000

FAX: 734 763 5000

WWW: [WWW: http://www.lib.umich.edu](http://www.lib.umich.edu)

LIBRARY SERVICES: 734 763 5000

LIBRARY REFERENCE: 734 763 5000

LIBRARY CIRCULATION: 734 763 5000

第十二章 排水機の運転調整

第十二章 排水機の運転調整

第一節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水はん濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等

1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

（目的）

第1条 一級河川庄内川及び矢田川（以下「庄内川」という）において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（本要綱の対象期間）

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

（運転調整の通知及び発令）

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

（運転調整対象ポンプ場）

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部（河口～東谷橋）及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

（準備水位の事前連絡）

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T. P. 6. 40 mとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

（基準地点及び水位観測所）

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋水位観測所（14. 4kp）とする。

（基準水位）

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時（河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時）に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT. P. 8. 00 mとする。

（基準水位の通知及び運転調整の発令）

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

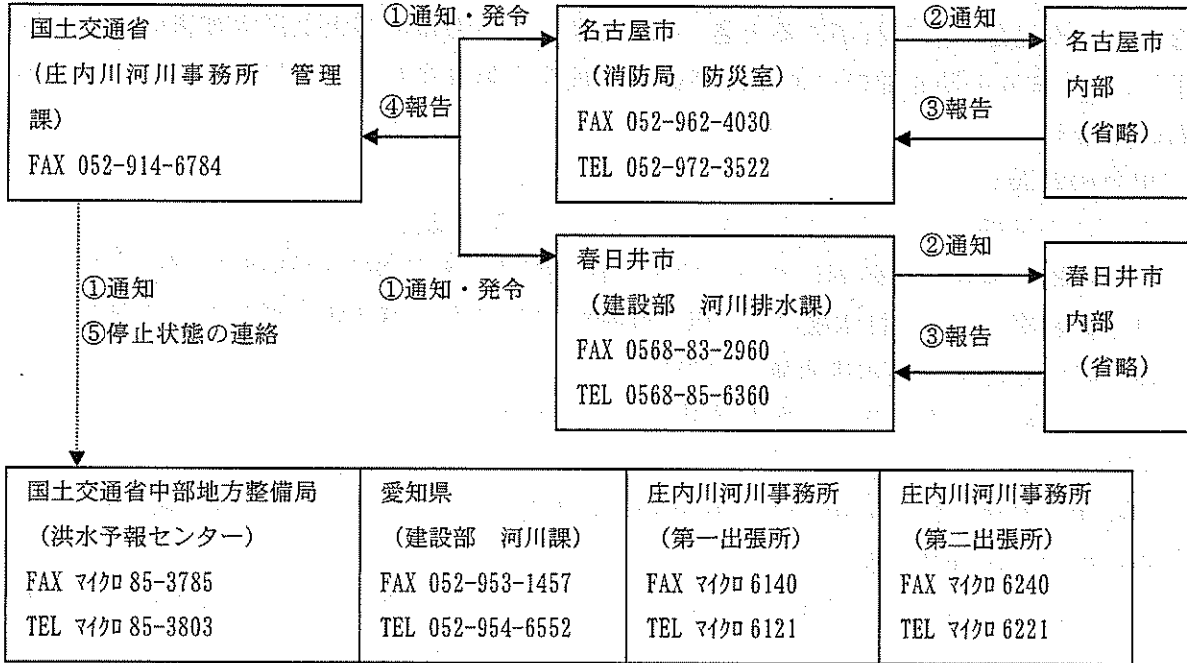
平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

庄内川中下流部及び矢田川に係る排水ポンプ場

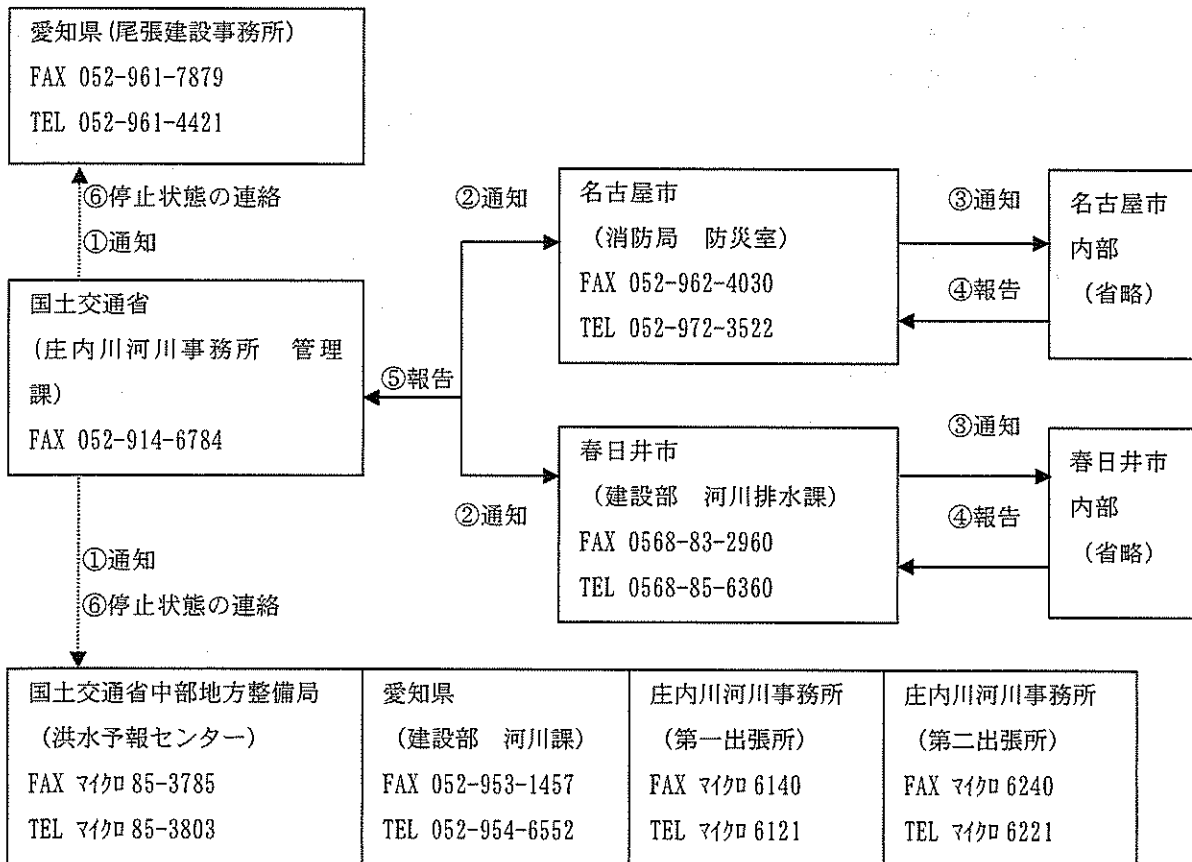
番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置 (管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m ³ /s	備考
1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	検討中
3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.2Km (国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	36.33	
6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	14.42	
7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.4Km (国)	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	13.33	
9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42	
11	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	14.49	
12	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80	
13	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	4.41	
14	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00	
15	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	30.33	
16	守西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	30.35	
17	宮前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33	

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

(準備水位の通知)：枇杷島水位 (T. P. 6. 40m)
 (基準水位の通知)：枇杷島橋水位 (T. P. 8. 00m)
 (その他超過洪水による発令)：庄内川堤防越水・破堤



(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



2 新川流域排水調整要綱

(1) 新川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 排水調整対象流域 基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 六 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。
- 七 基準地点 排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 八 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 九 停止水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とする。別図第一に三区域の分割を、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 新川下流域 五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域
- 二 新川上流域 五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域
- 三 五条川流域 五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第二に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点の水位が別表第五に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第九条 第八条第一項の排水調整は、単位流域毎に別表第四に定める基準地点の水位が別表第五に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第八条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第六のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第十一条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十二条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第十三条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第十四条 第十五条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十五条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第十六条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
清須市		○	○
北名古屋市		○	○
あま市	○		○
豊山町		○	
大口町		○	○
扶桑町		○	○
大治町	○		

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機名	管理者	位置			集水面積 (km ²)	現況排水量		備考			
				距離標	左岸	右岸		排水量 (m ³ /s)	比流量 (m ³ /s/km ²)				
新川下流	新川	1	藤前	名古屋市：(上下水道局)	0k100		○	1.08	14.77	13.68	H29.3.31 14.99m ³ /s		
		2	藤高その1	藤高土地改良区	0k900		○	1.32	1.38	1.05			
		3	七島	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68			
		4	福田	名古屋市：(上下水道局)	3k120		○	2.54	18.08	7.12	H29.3.31 20.73m ³ /s		
		5	助光	名古屋市：(上下水道局)	5k500	○		1.63	18.33	11.25			
		6	富田	名古屋市：(上下水道局)	6k560		○	2.96	20.25	6.84			
		7	伏屋	名古屋市：(上下水道局)	6k890	○		1.25	11.38	9.10			
		8	万歳川東	名古屋市：(緑政土木局)	8k150	○		0.40	4.32	10.80			
		9	万歳	名古屋市：(緑政土木局)	8k300		○	0.71	5.40	7.61			
		10	砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.50	3.19			
		11	三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99			
		12	八ツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93			
		13	八ツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.21	4.20			
		14	宮津	あま市	11k470		○	1.58	1.60	1.01			
		合計					16.09	102.16	6.35				
新川上流	新川	15	下河原ポンプ場	清須市	12k740		○	0.12	0.14	1.17			
		16	土器野ポンプ場	清須市	13k600		○	0.32	5.13	16.03			
		17	ニツ秋ポンプ場	清須市	13k750		○	1.02	5.68	7.35	*17.18.20を一体として比流量を算出		
		18	芳野ポンプ場(旧)	清須市	13k770	○			1.20	7.35			
		19	芳野ポンプ場(新)	清須市	13k891						H28.6.1 6.22m ³ /s H29.3.31 12.55m ³ /s		
		20	豊田川ポンプ場	清須市	14k000		○	1.67	11.75	7.04			
		21	芳野橋門ポンプ場	清須市	14k308	○		ニツ秋の一部	0.60	7.35	*		
		22	助七ポンプ場	清須市	14k662		○	2.08	6.40	3.07			
		23	小堤後ポンプ場	清須市	14k800	○		2.02	14.40	7.72	22.23を一体として比流量を算出		
		24	井天ポンプ場	清須市	14k940	○		小堤塚の一部	1.20	7.72			
		25	水場川	河川施設(尾張建設)	16k000		○	11.32	40.00	3.53			
		26	中小田井	名古屋市：(緑政土木局)	16k400	○		1.81	14.15	7.82			
		27	第二平田	名古屋市：(緑政土木局)	16k420		○	0.47	1.00	2.13			
		28	平田処理場	名古屋市：(上下水道局)	16k830		○	2.23	19.67	8.82			
		29	第一平田	名古屋市：(緑政土木局)	17k350		○	0.18	1.00	5.56			
		30	電連川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33			
		31	鶴田川	河川施設(尾張建設)	18k000		○	7.10	25.00	3.52			
		32	鶴田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	6.78			
		33	上小田井	名古屋市：(緑政土木局)	18k650	○		3.68	20.97	5.70			
		34	久地野ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55			
		35	久地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46			
		36	忍忍治	名古屋市：(上下水道局)	20k750		○	2.64	19.67	7.45			
				小計					39.77	205.73	5.17		
		合瀬川	合瀬川	37	高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24	
				38	中江川	河川施設(尾張建設)	1k180	○		6.35	25.00	3.94	
				39	自才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20	
						小計					7.42	27.09	3.65
		大山川	大山川	40	久田良木川	津島河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	9.90	2.06	
						小計				4.80	9.90	2.06	
				合計					51.99	242.72	4.67		
		五桑川	五桑川	41	中管津	あま市	0k450		○	0.63	0.50	0.94	
				42	堤江ポンプ場	清須市	0k740	○		0.89	5.75	6.46	
				43	上管津	あま市	0k850		○	0.79	0.33	0.42	
				44	堤村	あま市	2k000		○	0.31	4.00	12.90	
				45	西洲津ポンプ場	清須市	3k400		○	0.10	0.42	4.20	
				46	古城ポンプ場	清須市	3k800		○	0.08	1.50	18.75	
47	春日			清須市	4k962		○	1.68	2.53	1.51			
48	春日第二			清須市	6k307		○	0.60	1.17	1.95			
49	下津			稲沢市	7k540		○	4.75	7.64	1.61			
50	五日市場			一宮市	8k900		○	2.97	6.00	2.02			
51	伝法寺			一宮市	9k600		○	0.03	0.70	25.74			
52	総合ヶー色調整池			北名古屋市	10k083	○		0.51	0.56	1.10			
53	北島			岩倉市	10k200		○	0.14	2.80	19.44			
54	野寄			岩倉市	10k300		○	0.21	3.00	14.42			
55	川井			岩倉市	10k500		○	0.56	0.75	1.33			
56	大山寺			岩倉市	12k090		○	0.16	1.75	10.87			
57	瀬野			岩倉市	13k700		○	0.13	0.50	3.76			
				小計					14.45	39.90	2.76		
巾下川	巾下川			58	藤島	小牧市	0k040	○		0.58	3.00	5.17	
				59	小木	小牧市	0k500	○		4.51	3.30	0.73	
				60	大市場	岩倉市	6k600		○	0.32	4.60	14.38	
				小計					5.41	10.90	2.01		
矢声川	矢声川			61	栗町	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56	
						小計				0.32	0.50	1.56	
霞木川	霞木川			62	小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56	
				63	下渡野	一宮市	5k980	岩倉川Ck-886	○	0.68	0.70	1.03	新設ポンプ
				小計					0.72	0.83	1.16		
緑葉川	緑葉川			64	猿海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63	
				65	猿海道第二	一宮市	1k075		○	0.15	0.50	3.33	
				66	あすら	一宮市	1k350	○		0.07	0.40	5.71	
				67	猿海道第三	一宮市	1k393		○	0.04	0.31	7.75	
		小計					0.66	1.46	2.21				
		合計					21.48	53.583	2.49				
総合計							89.56	398.46	4.45				

(別表第三：第六條第一項、第九條第一項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六條第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第五：第五條第二項、第七條、第八條第一項、第九條第一項関係) 各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2. 20m	TP3. 90m	TP4. 60m
停止水位	TP2. 90m	TP5. 20m	TP5. 40m
再開水位	TP2. 70m	TP5. 00m	TP5. 20m

(別表第六：第七條、第八條、第九條、第十條、第十二條関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告
		下之一色	水場川外水位	春日	
準備	第七條	第一項	様式 1 - 1	様式 1 - 2	様式 1 - 3
		第二項	様式 1 - 4		
停止	第八條	第一項	様式 2 - 1	様式 2 - 2	様式 2 - 3
		第二項	様式 2 - 4		
					様式 4

伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告
		下之一色	下之一色	下之一色	
解除	第九條	第一項	様式 3 - 1	様式 3 - 2	様式 3 - 3
		第二項	様式 3 - 4		
					様式 4

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1-1

緊急連絡第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関殿

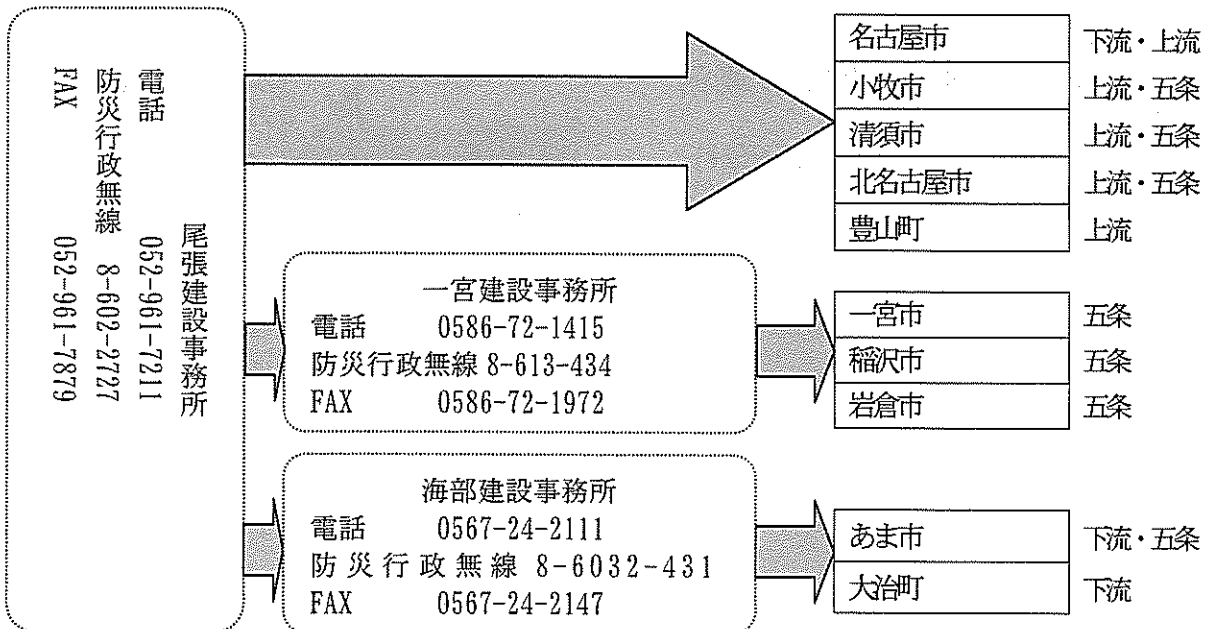
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 2. 20m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急連絡第 ____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関係機関 殿

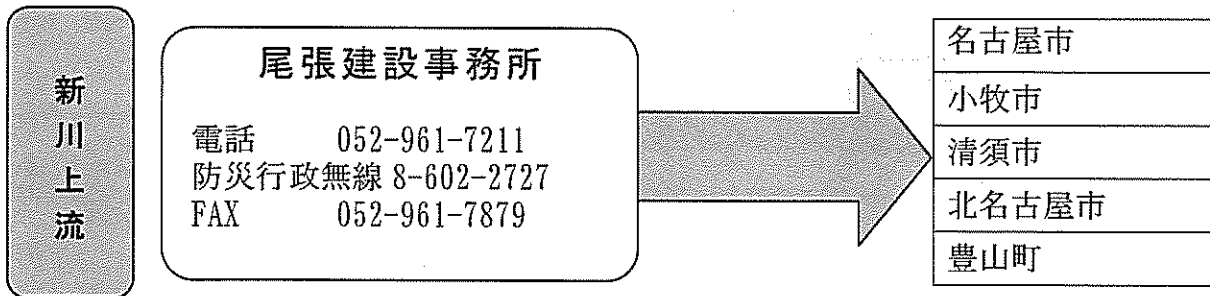
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分に
- 3 排水停止準備水位T. P. 3.90mに達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

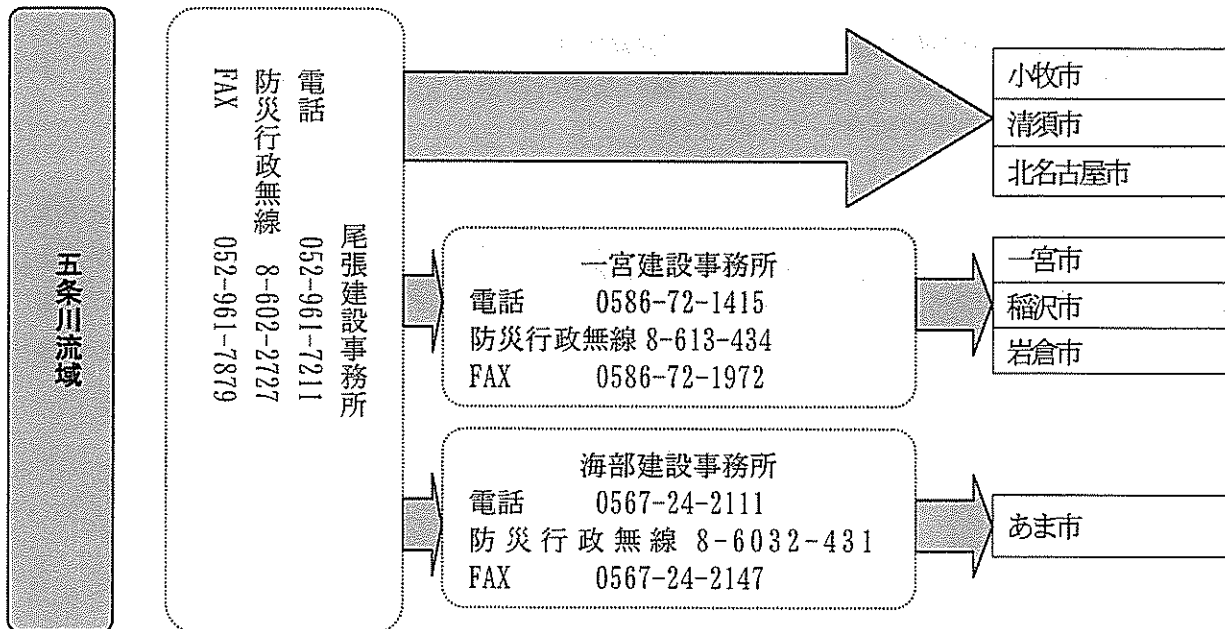
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止準備水位T. P. 4. 6 0mに達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1-4

緊急連絡第 ____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知

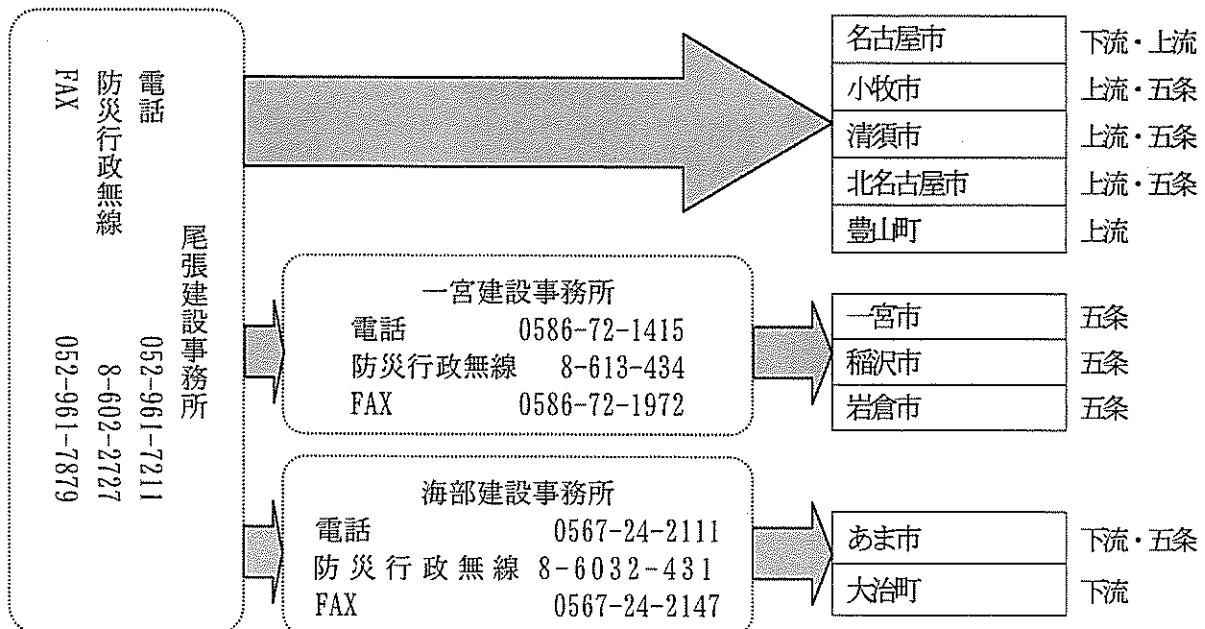
1. 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所
新川上流域排水調整基準点・水場川(外池)水位観測所
五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所 の水位が
2. 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分に
3. 排水停止準備水位

・ T. P. 2. 2 0 m (新川下流域)
・ T. P. 3. 9 0 m (新川上流域)
・ T. P. 4. 6 0 m (五条川流域)

 を
4. 下回りました。

連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-1

緊急連絡第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関 殿

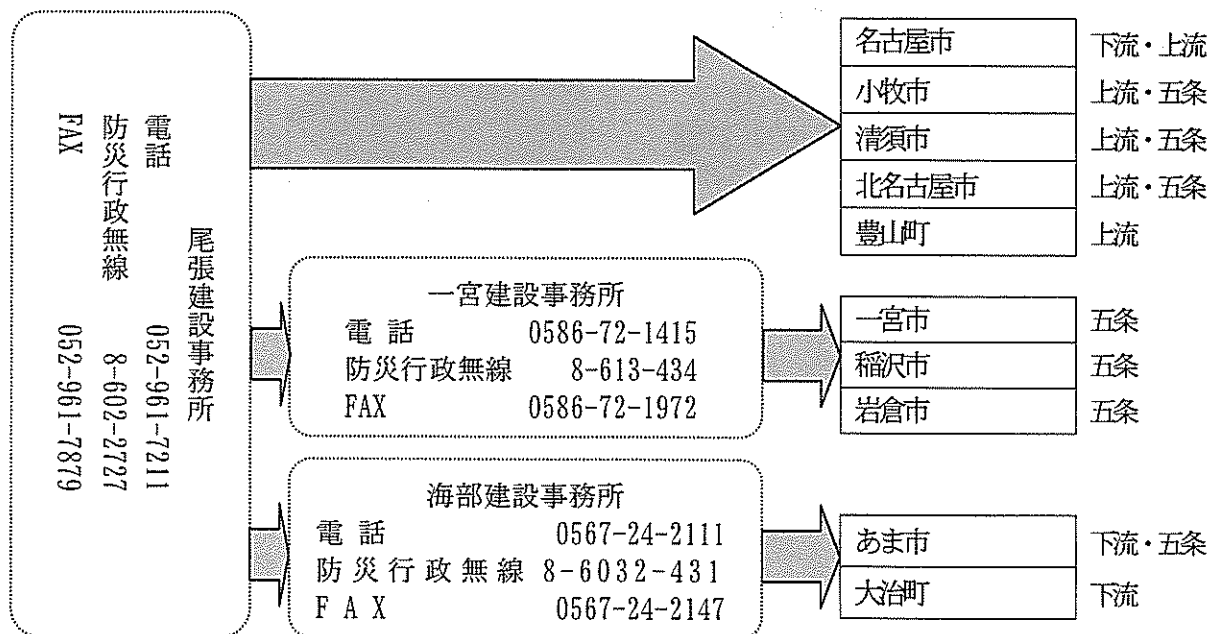
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に
- 3 排水停止水位 T. P. 2.90m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急連絡第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

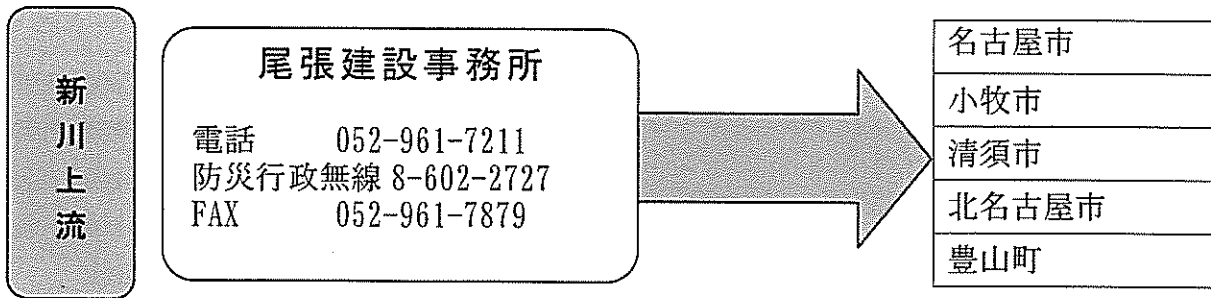
河川管理者
愛知県知事 大村秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成__年__月__日__時__分に
- 3 排水停止水位T. P. 5. 20mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、新川上流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関 殿

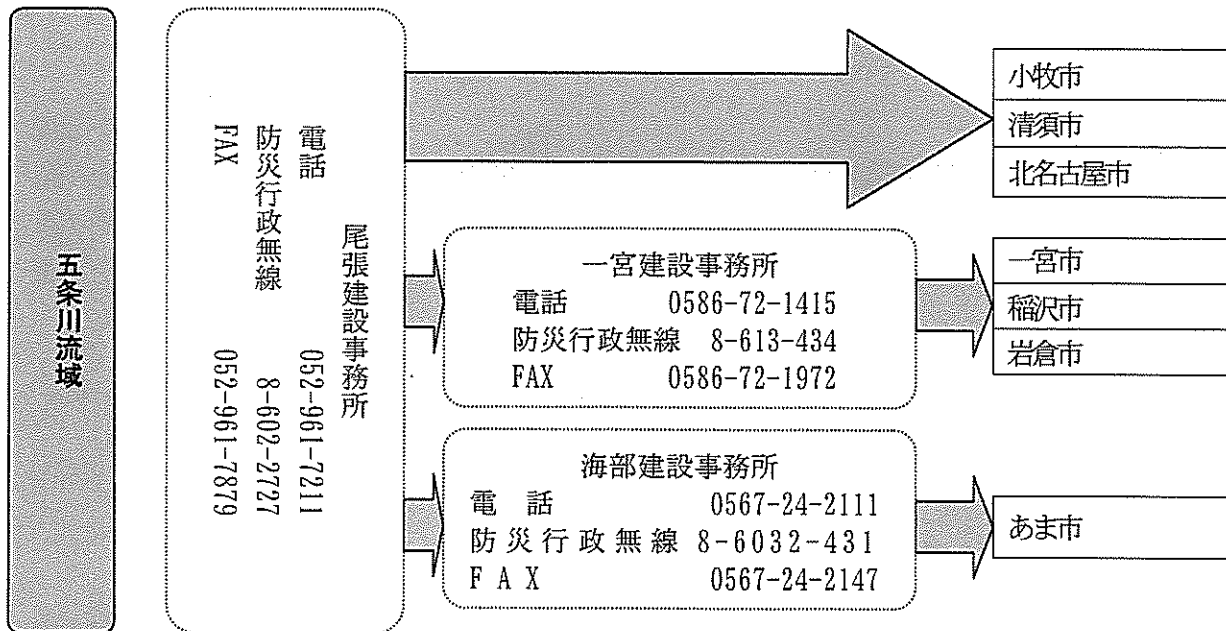
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成__年__月__日__時__分に
- 3 排水停止水位 T. P. 5. 40mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、五条川流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-4

緊急指令第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関殿

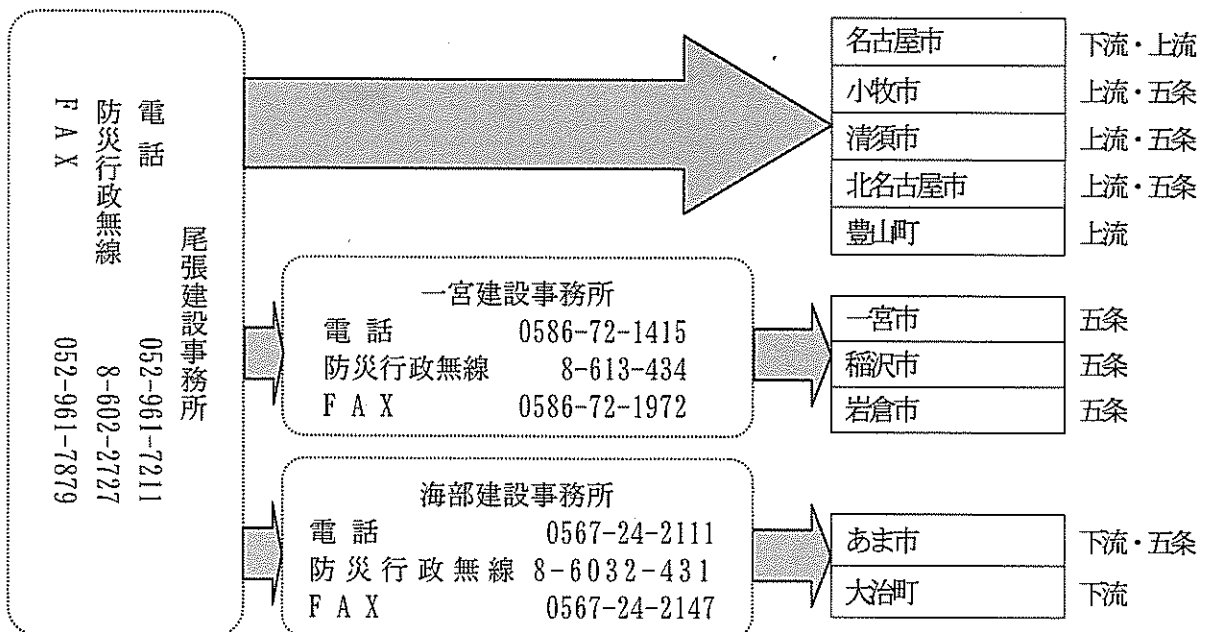
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止について

- 1 ___ 川 ___ 地先 ___ において
- 2 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 新川下流域の ___ から上流 ___ の、
新川上流域の ___ から上流 ___ の、
五条川流域の ___ から上流 ___ の、
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 注2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-1

緊急連絡第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
_____ 時 _____ 分 発表

関係機関 殿

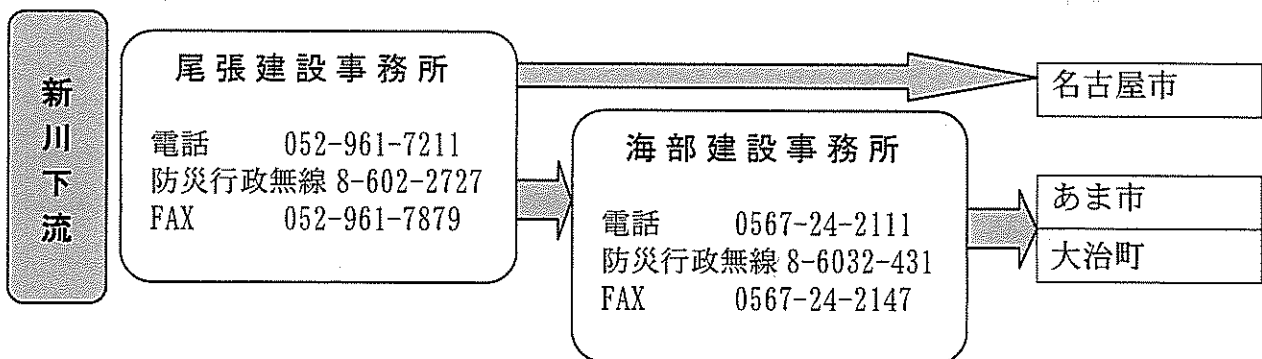
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分に
- 3 排水再開水位 T. P. 2. 7 0 m に下回りました。
- 4 排水再開対象流域は、新川下流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第 ____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関 係 機 関 殿

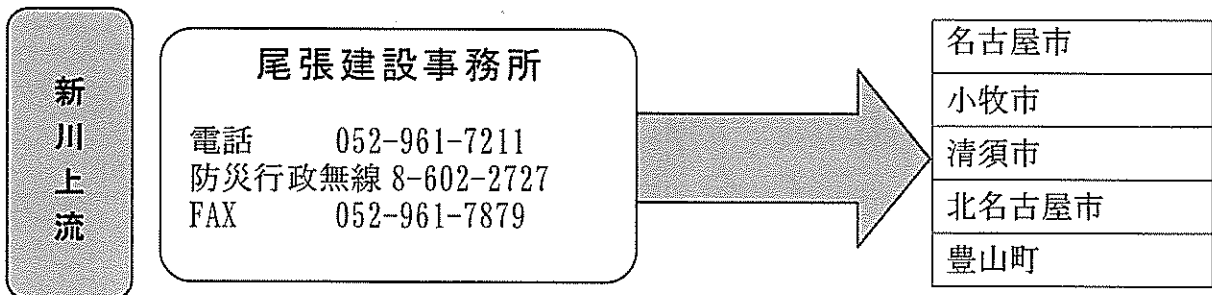
河川管理者
愛知県知事 大 村 秀 章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分に
- 3 排水再開水位T. P. 5. 0 0 mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T. P. 2. 7 0 mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電 話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

緊急連絡第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関 殿

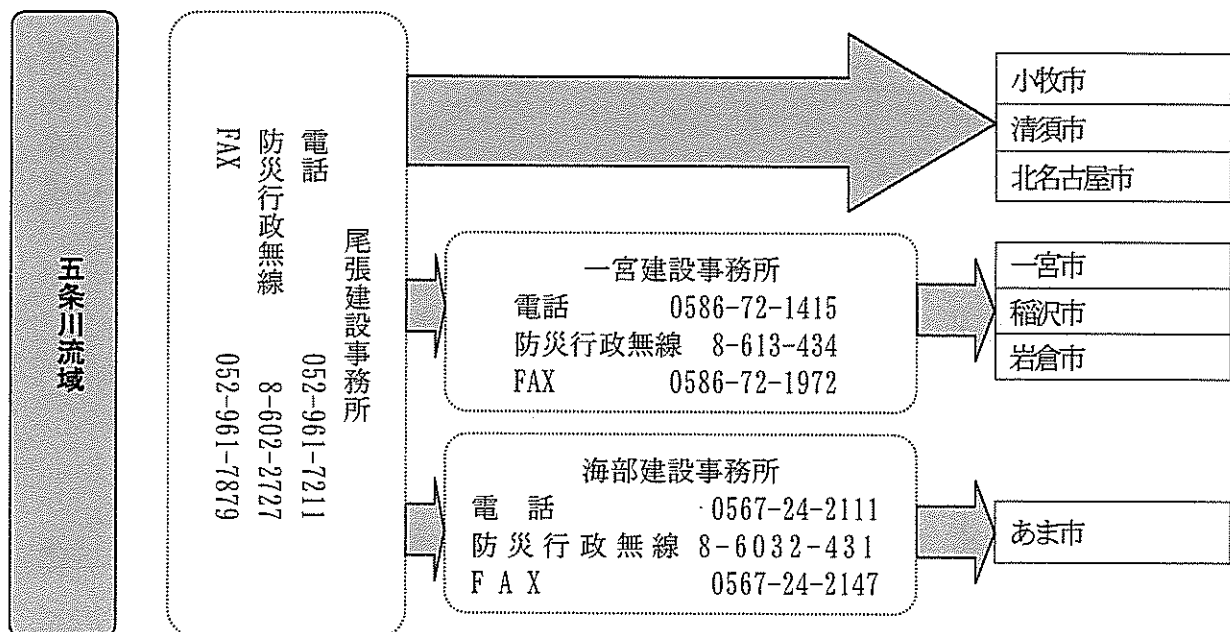
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成__年__月__日__時__分に
- 3 排水再開水位T. P. 5. 20mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T. P. 2. 70mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、五条川流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-4

緊急指令第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関 殿

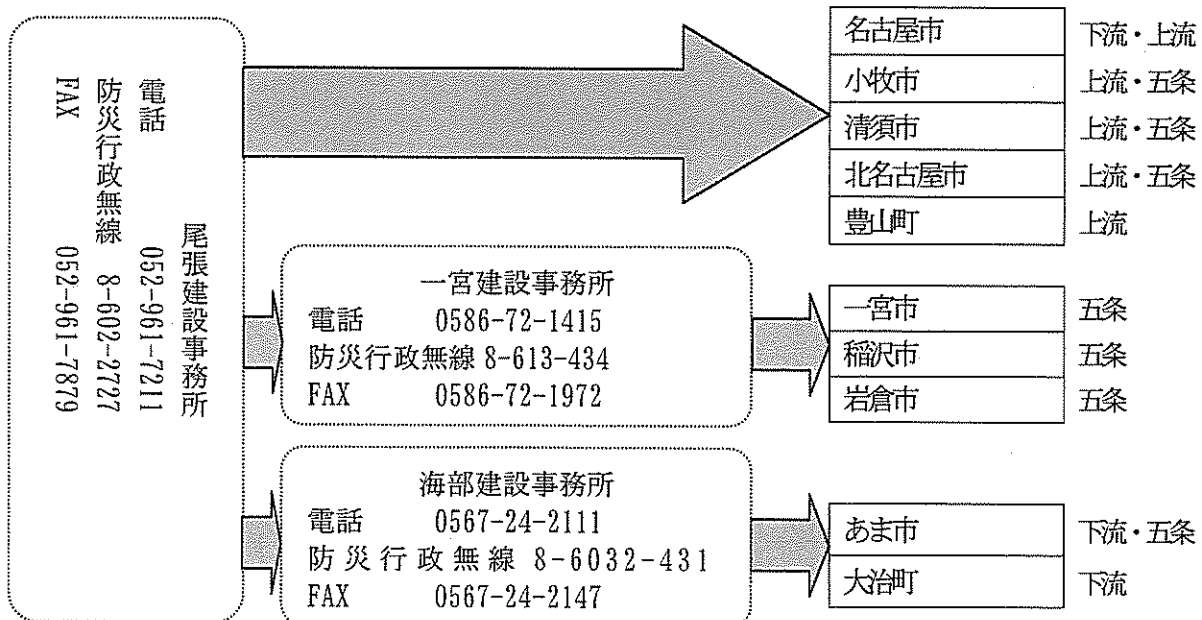
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止の解除について

- 1 ____川 ____地先 ____において
- 2 平成__年__月__日__時__分頃
- 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
- 4 新川下流域の ____ から上流
新川上流域の ____ から上流 の、
五条川流域の ____ から上流
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所
電話 052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



平成 年 月 日

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

新川流域の排水機調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名
 連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

(2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱

(目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」(平成13年6月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会(以下「連絡協議会」という)を設置する。

(連絡協議会の職務)

第二条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡協議会には、会長を置く。
- 3 連絡協議会には事務局を置く。

(会長)

第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡協議会の開催)

第五条 連絡協議会の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

<別表>

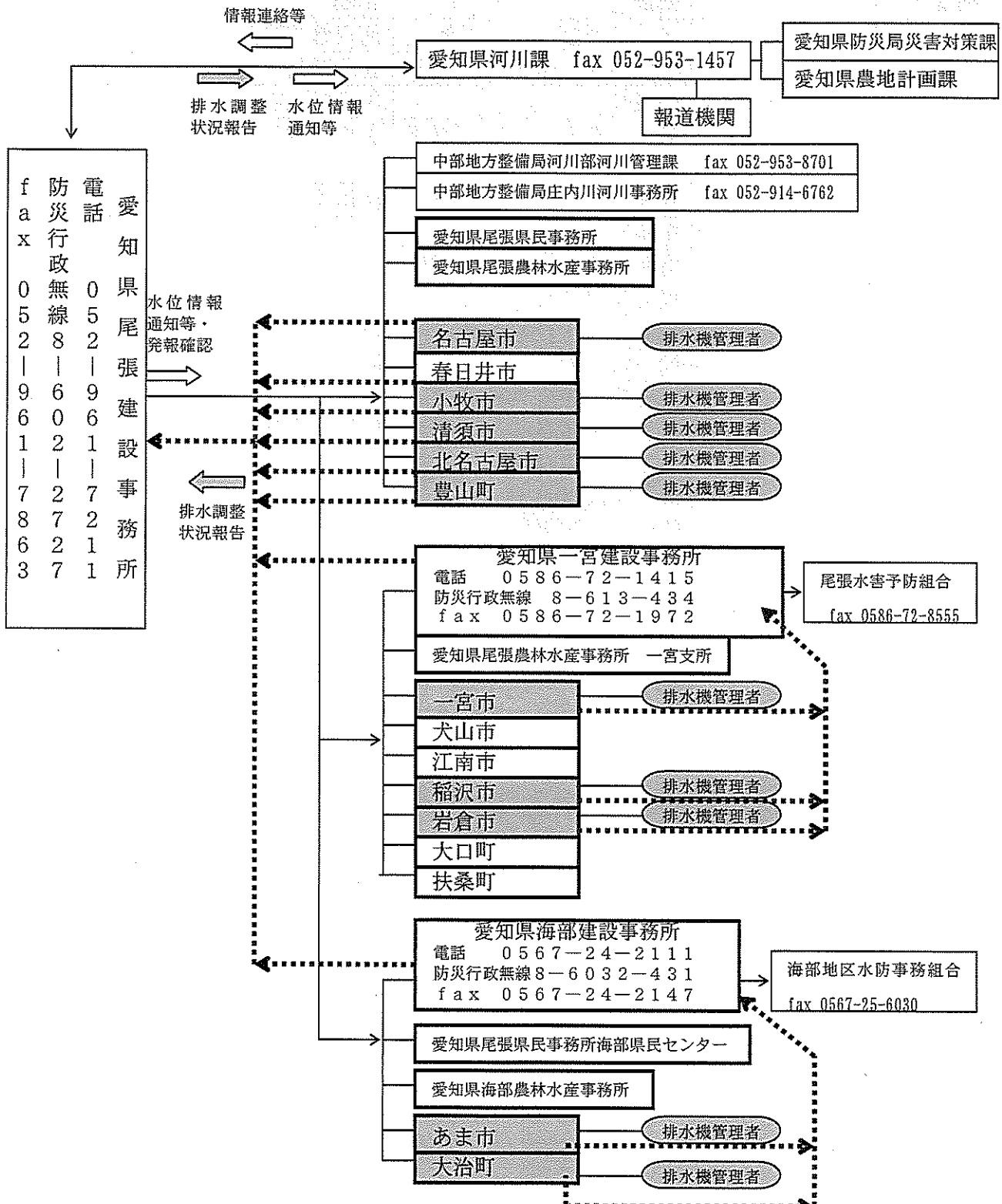
機関	部局	官職	
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長	
	庄内川河川事務所	管理課長	
愛知県	防災局	災害対策課長	
	農林水産部 農林基盤担当 当局	農地計画課長	
	建設部	河川課長	
	尾張県民事務所	主務課長	
	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上	
	尾張農林水産事務所	建設課長	
	同一宮支所	同上	
	海部農林水産事務所	同上	
	尾張建設事務所	維持管理課長	
	一宮建設事務所	同上	
	海部建設事務所	同上	
	名古屋市	防災・水防部局	主務課長
	一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上	
犬山市	同上	同上	
江南市	同上	同上	
小牧市	同上	同上	
稲沢市	同上	同上	
岩倉市	同上	同上	
清須市	同上	同上	
北名古屋市	同上	同上	
あま市	同上	同上	
豊山町	同上	同上	
大口町	同上	同上	
扶桑町	同上	同上	
大治町	同上	同上	
尾張水害予防組合		事務局長	
海部地区水防事務組合		同上	

新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

<新川下流域（下之一色水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

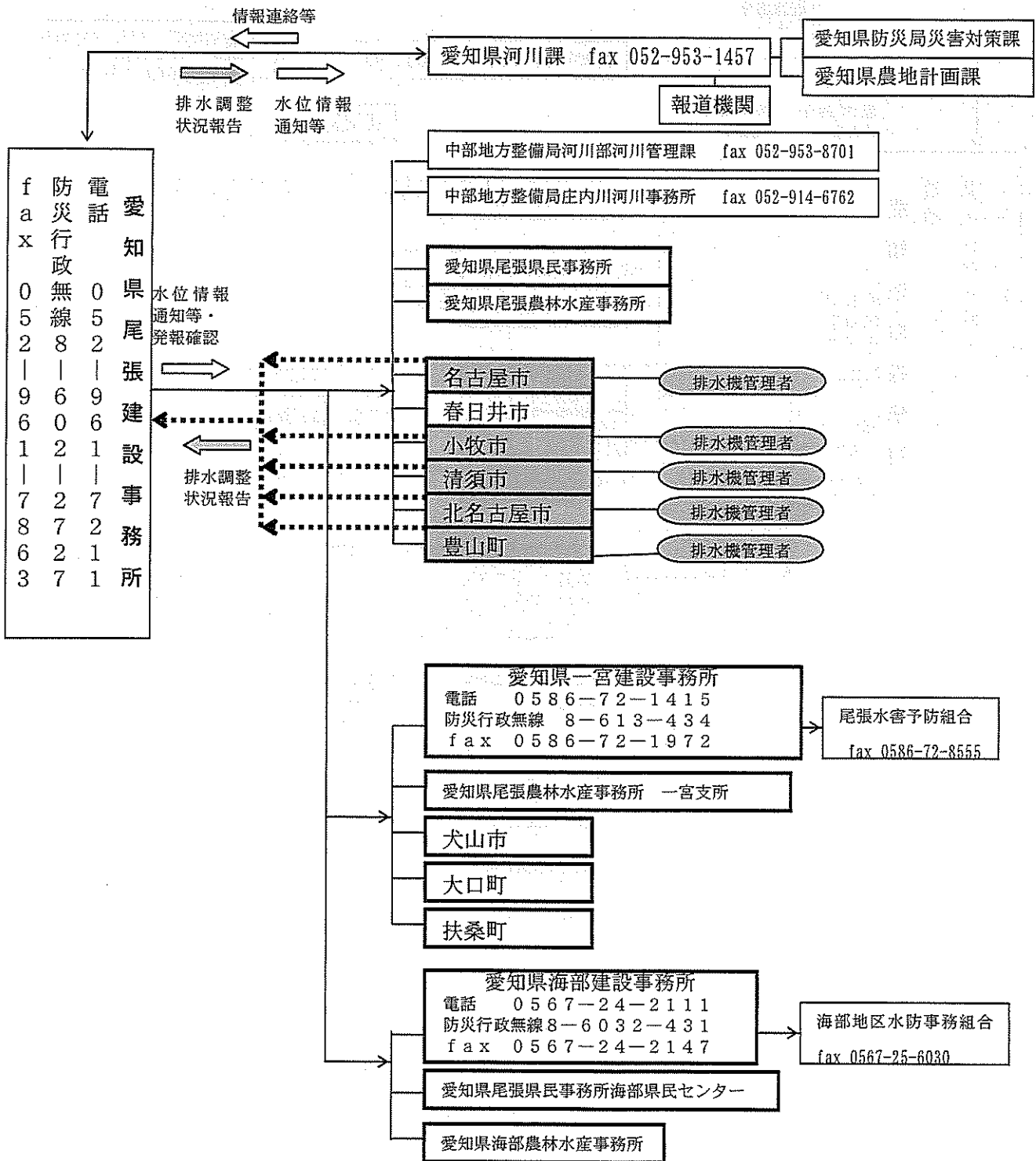


例 水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

<新川上流域（水場川外水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

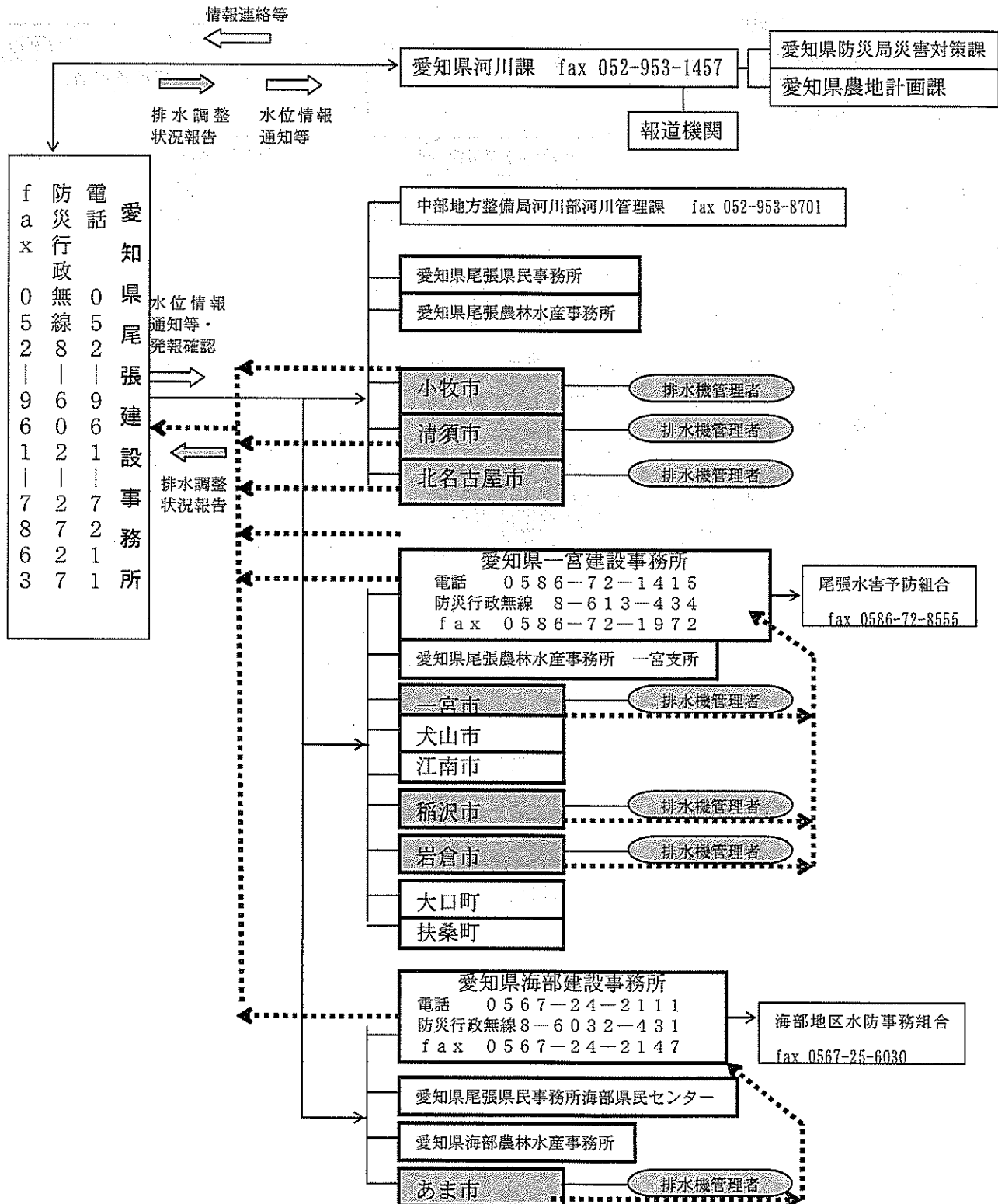
の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



<五条川流域（春日水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



3 日光川流域排水調整要綱

(1) 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下

回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第二の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二:第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先 河川名	位置			許可排水量 (ml/s)	備考
						距離標	左岸	右岸		
1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k552	○		(14.60)	※2
2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k100	○		(50.00)	※2
3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属 工業団地協同組 合	日光川	-2k600	○		0.94	
4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良 区	日光川	-1k400	○		3.70	
5	福田川 <福田前新田>	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改 良区	日光川	-0k800	○		(90.00)	※2
6	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k800	○		1.60	
7	福田前第 2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k275	○		0.17	
8	蟹江	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k200	○		(52.00)	※2
9	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良 区	福田川	0k800	○		0.70	
10	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k600		○	0.16	
11	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策 協議会	福田川	1k800	○		2.30	
12	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13	
13	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50	
14	西福田第 2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防 除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87	
15	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050		○	0.54	
16	海東南<海 東>	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300		○	0.47	
17	海東北<藏 前>	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100		○	0.24	
18	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良 区	戸田川	4k500		○	1.36	
19	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150		○	8.40	
20	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900		○	16.34	
小計									245.02	※4
21	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀 川)	19k30 0	○		(20.00)	※2

22	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050		○	4.67	
23	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○		0.60	
24	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○		4.80	
25	小信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k300		○	12.16	
26	三条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k700		○	14.30	
小計									56.53	※4
27	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		18.90	
28	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	7.29	
29	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	4.30	
30	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		11.30	
31	越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		4.17	
32	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k500		○	(3.17)	平成30年11月3.28m ³ /s切り替え予定
33	五八	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k200	○		4.90	
34	葉苺(西)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○	0.11	
35	葉苺(東)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300	○		0.14	
36	五八第2	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15	
37	又吉	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.10	
38	向島	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		(2.44)	平成28年8月2.80m ³ /s切り替え予定
39	向島第2	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100		○	4.30	
小計									66.27	※4
40	城西	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k550		○	0.26	
41	黒田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	10k600	○		5.00	
42	嫁振	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k800		○	0.32	

43	宮 浦	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	日光川	11 k 40 0		○	2.20	
44	平 和	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	11 k 50 0	○		5.80	
45	半 六	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	11 k 69 0	○		1.50	
46	下 起	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	日光川	12 k 20 0		○	0.04	
47	西 光 坊	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	12 k 48 0	○		0.76	
48	西 光 坊	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	日光川	12 k 75 0		○	0.22	
49	西光坊杖上	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	13 k 62 5	○		0.60	
50	丸 洩	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	14 k 10 0		○	2.83	
51	片原一色	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	15 k 47 0	○		1.20	
52	三 宅 川	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	1 k 500	○		2.05	
53	中 三 宅	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	2 k 500		○	0.33	
54	井 堀	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	3 k 600	○		2.30	
55	須ヶ谷東	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	3 k 600		○	1.43	
56	儀 長 東	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	4 k 950	○		0.10	
57	儀 長	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	三宅川	5 k 300		○	1.20	
58	三ヶ月	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0 k 300	○		2.20	
59	平 六	稲 沢 市	稲沢市	稲沢市建設部土 木課	領内川	0 k 300		○	0.47	
60	六輪見取	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0 k 400		○	0.07	
61	塩川第1 <塩川>	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0 k 600	○		0.31	
62	塩川第2	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0 k 800	○		0.23	
63	六輪第1 <六輪>	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	1 k 450	○		0.23	
64	六輪第2	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	1 k 450	○		0.83	
65	須ヶ脇第3	稲 沢 市	稲沢市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2 k 100	○		(0.30)	須ヶ脇第1排 水機場供用開 始後使用停止

66	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05	
67	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16	
68	五ツ屋第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		0.37	
69	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		(1.10)	甲新田第二排水機場同時期平成28年3月2.00m ³ /s切り替え予定
70	甲新田第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		(2.40)	甲新田第二排水機場同時期平成28年3月1.69m ³ /s切り替え予定
71	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885		○	3.50	
72	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		3.70	
73	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100		○	0.12	
74	下川原	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		0.37	
75	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800		○	4.24	
76	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	1.50	
77	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	1.30	
78	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	6.00	
79	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30	
80	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	0.10	
小計									71.99	※4
81	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00	
82	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33	
83	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32	
84	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	0.15	
85	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.10	
86	源佐橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.15	
87	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11	

88	根 高	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0k700		○	7.00	
89	根高第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	0k800		○	7.00	
90	五軒家	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	1k900		○	0.65	
91	須ヶ脇第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2k208	○		(0.70)	須ヶ脇第1排 水機場供用開 始後使用停止
92	須ヶ脇第1 <須ヶ脇>	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2k250	○		(2.52)	平成30年3月4. 15m ³ /s 切り替 え予定
93	元足立	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2k250	○		0.50	
94	草 平	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2k450		○	0.12	
95	川 田	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	2k550		○	0.80	
96	阿 原	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	3k000	○		0.33	
97	西川端	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	3k000	○		(2.33)	平成31年3月2. 75m ³ /s 切り替 え予定
98	西川端第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	3k000	○		5.00	
99	鷹 場	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	3k500		○	(2.80)	平成32年3月2. 40m ³ /s 切り替 え予定
100	鷹場第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	3k500		○	3.00	
101	上 兼	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	4k200	○		0.12	
102	開 治	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	4k600		○	3.00	
103	開治第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	4k600		○	1.20	
104	秋ノ戸	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	4k900	○		0.05	
105	下東川	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	5k607		○	0.45	
106	東川<野田>	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	5k800		○	2.30	
107	八 開	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	5k800		○	0.70	
108	八開第2	愛西 市	愛西市	領内川用悪水 地改良区	領内川	5k800		○	1.20	
小計									77.35	※4
109	大神場第1	弥富 市	弥富市	十四山土地改良 区	宝川	0k200		○	3.70	
110	大神場第2	弥富 市	弥富市	十四山土地改良 区	宝川	0k200		○	2.21	
111	六 箇	弥富 市	弥富市	十四山土地改良 区	宝川	0k800	○		3.10	

112	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
113	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
114	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川(普通土吐川)	9k600		○	5.00	
115	小切戸<小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	3.64	
116	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700		○	2.56	
117	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750		○	1.84	
118	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300		○	(2.97)	平成28年3月3.06m/s切替予定
119	神尾	あま市	あま市	蟹江大濇悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
120	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400		○	0.92	
121	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200		○	0.91	
122	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200		○	14.00	
123	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350		○	10.70	
124	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70	
125	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500		○	1.90	
126	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31	
127	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70	
128	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120		○	0.08	
129	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○	1.75	
130	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○	0.23	
131	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660		○	3.35	
小計									54.21	※4
132	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300		○	2.56	
133	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300		○	1.64	

134	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	
135	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18	
136	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○			
137	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	
138	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02	
139	小切戸排水機場	大治町	-	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※2
小計									22.27	※4
140	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32	
141	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		9.00	
142	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		9.00	
143	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k700	○		0.20	
144	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k200	○		2.74	
145	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		(6.25)	平成33年3月6.50m ³ /s切り替え予定
146	鍋蓋新田(三)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40	
147	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		23.49	
148	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		10.90	
149	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		13.00	
150	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.10	
151	本町舟入(一)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		(0.69)	宝排水機場供用開始後使用停止
152	本町舟入(二)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○			宝排水機場供用開始後使用停止
153	本町舟入(三)	蟹江町	蟹江町	舟入地区湛水防除協議会	蟹江川	2k000	○		(1.48)	宝排水機場供用開始後使用停止
154	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2K005	○		(2.17)	平成28年4月3.20m ³ /s切り替え予定
155	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
156	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	

157	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.20	
158	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除 事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
小計									90.95	
159	両郷	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4k00 0		○	0.44	
160	服岡	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-2k00 0		○	4.10	
小計									4.54	※4
合計									745.54	※4

※1 市町村とは、第7条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言います。

※2 河川管理施設の排水機場のため、許可排水量ではないので括弧書きにしております。

※3 排水機場の増強と廃止を一体として行っている場合、現況どのくらいの量の排水を行っているか把握するために、許可排水量の欄には括弧書きで現況の排水量を記入し、備考欄に許可排水量分かるようにしております。

※4 排水量の小計、合計は括弧書きのものを含みます。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

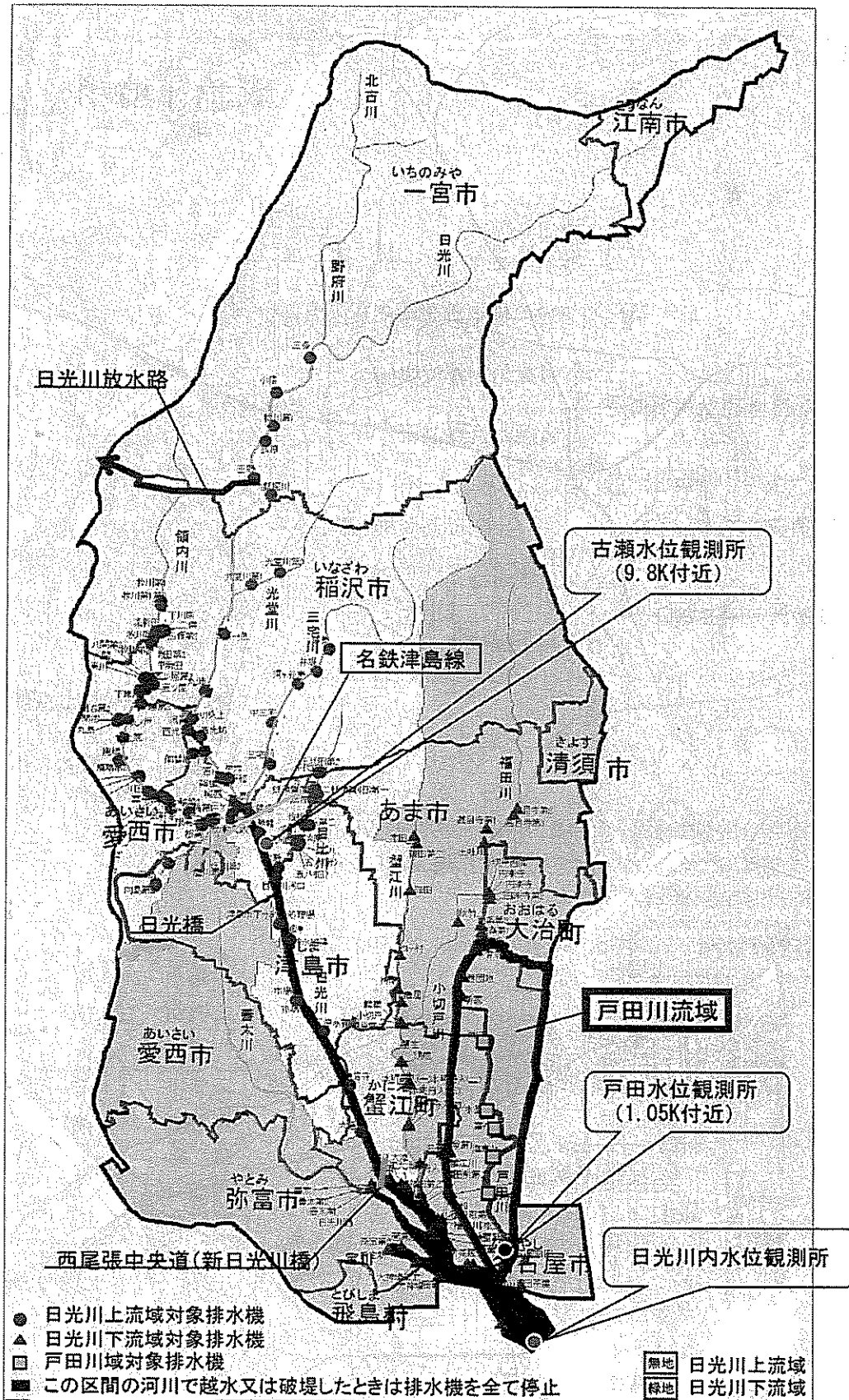
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 7m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 6m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式 1 - 1		様式 1 - 2
停止	第八条	第 1 項	様式 2 - 1	様式 2 - 3
		第 2 項	様式 2 - 2	
再開	第九条	第 1 項	様式 3 - 1	様式 3 - 4
解除	第九条	第 2 項	様式 3 - 2	様式 3 - 5
		第 3 項	様式 3 - 3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第 1 項	様式 4 - 1	様式 4 - 2
		第 2 項		
再開	第九条	第 1 項		様式 4 - 2
解除	第九条	第 2 項		様式 4 - 2
		第 3 項		

(別図：第八条第2項関係)



(戸田川に排水する内水排水機を除く。)

排水機全数:157箇所

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急連絡第 ____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

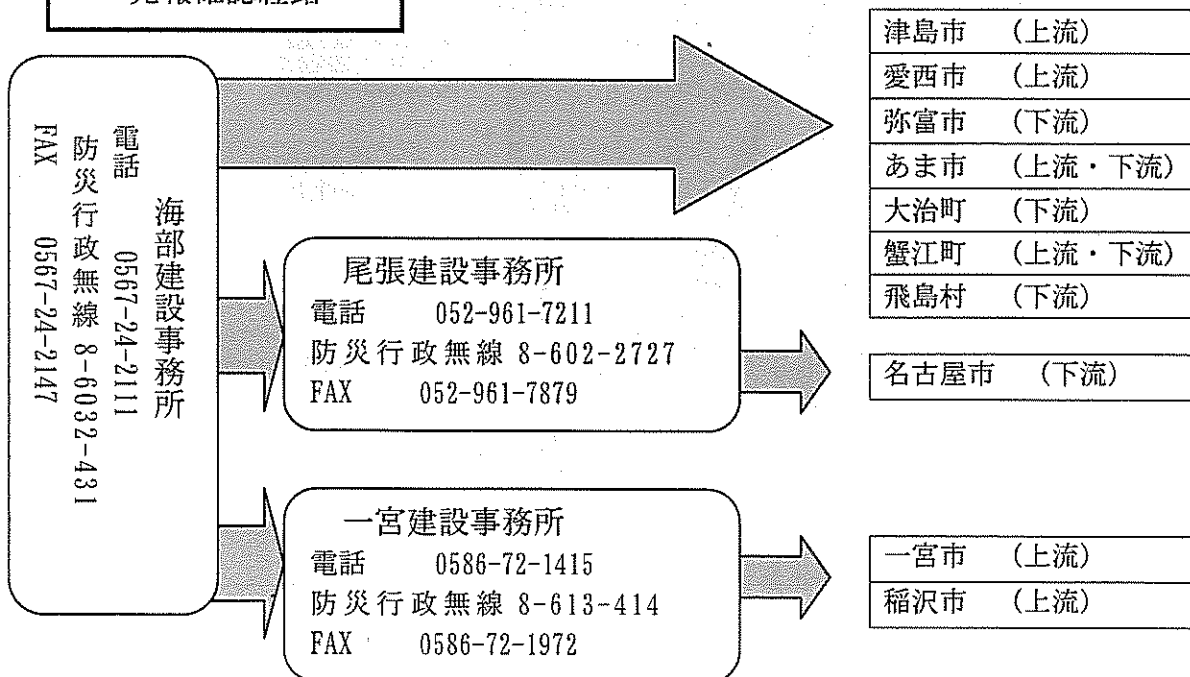
日光川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
- 2 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分に
- 3 排水調整準備水位 { T. P. 1. 0.5 m } に達しました。
{ T. P. 1. 5 m }
- 4 排水調整準備対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
{ 日光川上流域 }

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1. 90m に達しました。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-1

緊急連絡第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

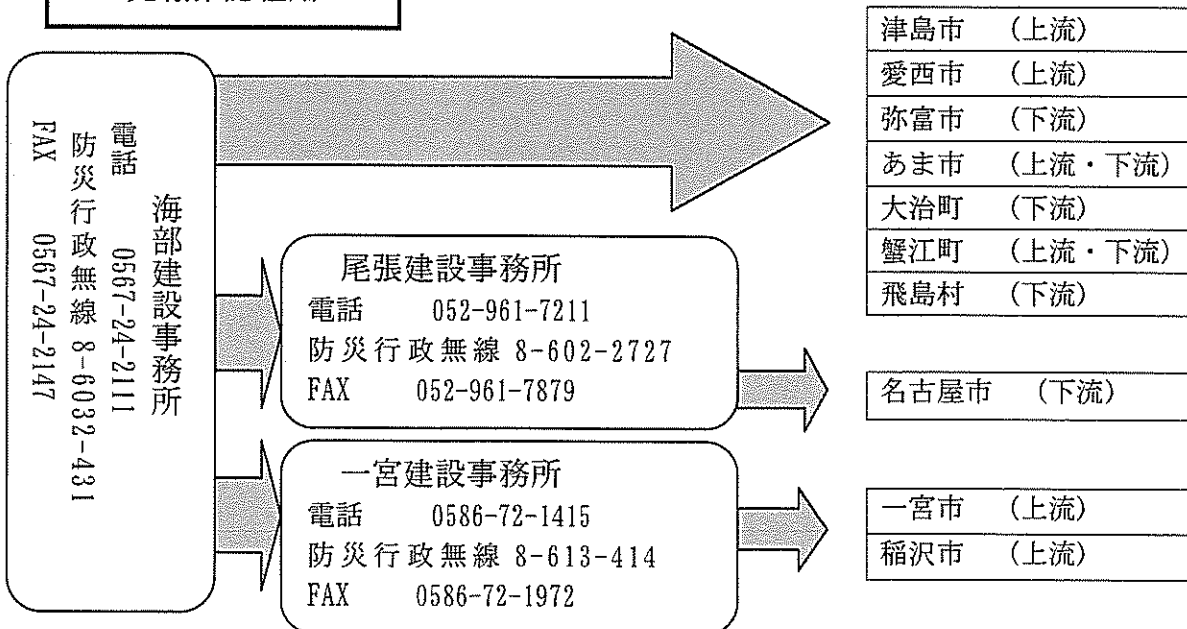
日光川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
- 2 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に { 古瀬水位観測所 }
- 3 排水停止水位 { T. P. 1. 3.5 m } に達しました。
{ T. P. 1. 7 m }
- 4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
{ 日光川上流域 }
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 各建設事務所は詳細確認をしてください。
 - 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急指令第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

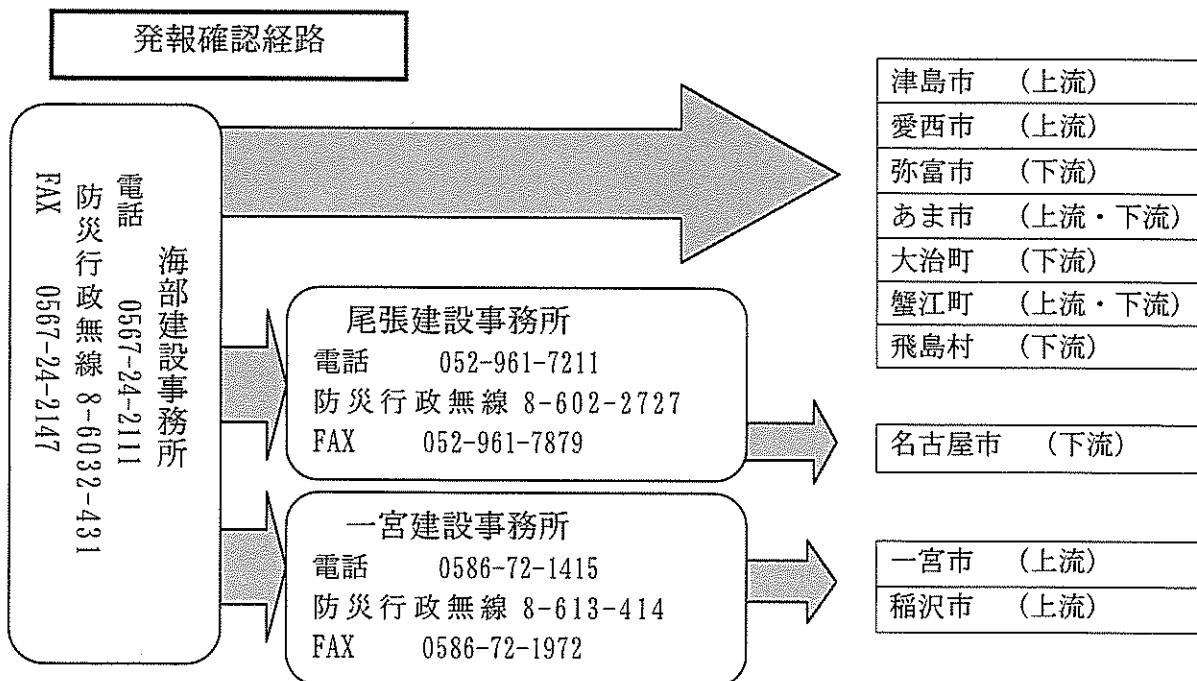
日光川流域の排水停止について

- 1 川 地先 において
- 2 平成 年 月 日 時 分頃
- 3 { 越水 }
 { 破堤 } しましたので
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位 T.P. - 1. 70m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水再開水位の通知

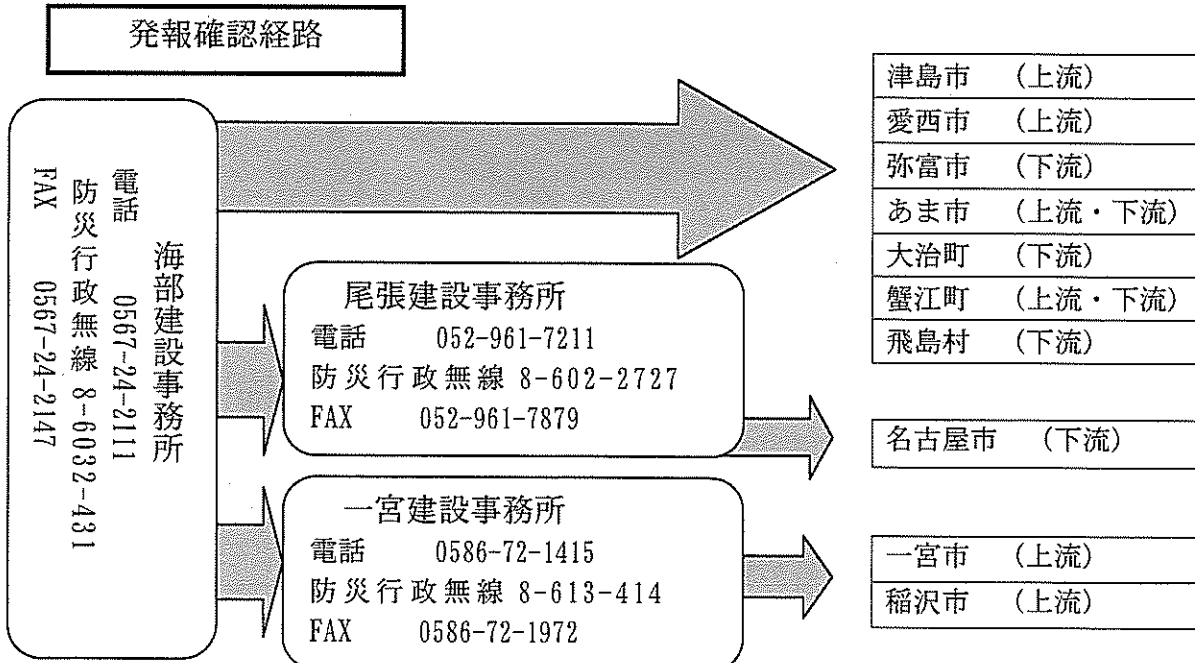
日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 古瀬水位観測所 の水位が
- 2 平成__年__月__日__時__分に
- 3 排水再開水位 { T. P. 1. 2.5m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
 { T. P. 1. 6m }
- 4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
 { 日光川上流域 }
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関 係 機 関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村秀章

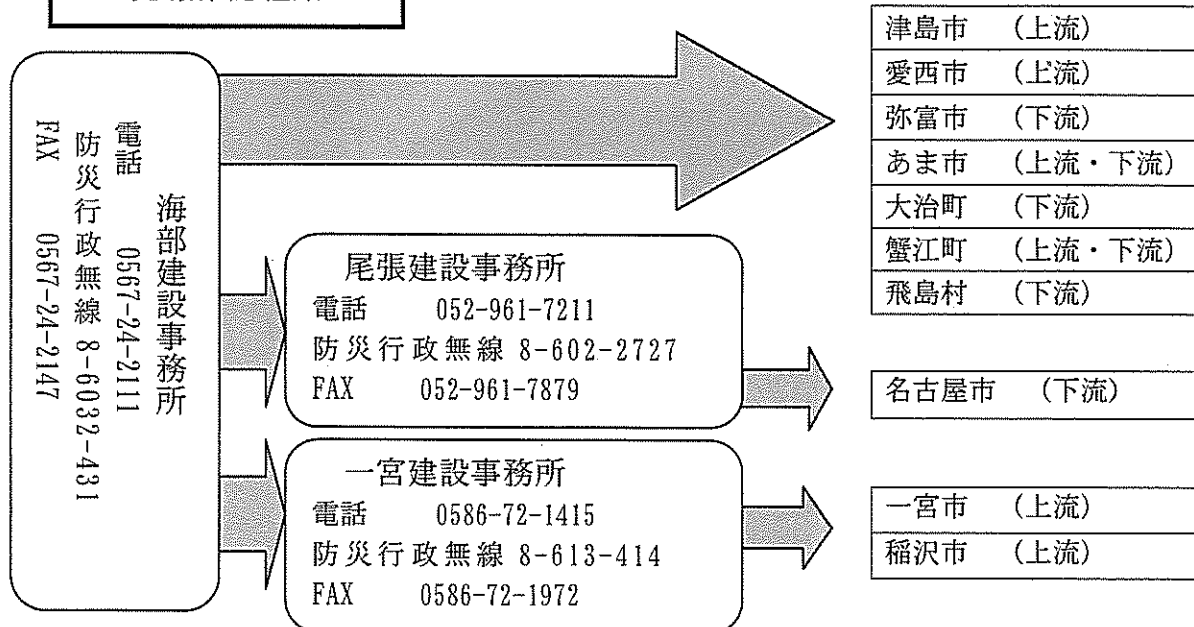
日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
 { 古瀬水位観測所 }
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水調整準備水位 { T.P. 1. 0 5 m } を下回りましたので、排水調整準備は、
 { T.P. 1. 5 m } 解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
 { 日光川上流域 }

連絡先 海部建設事務所
電 話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
注2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
注3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

緊急指令第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

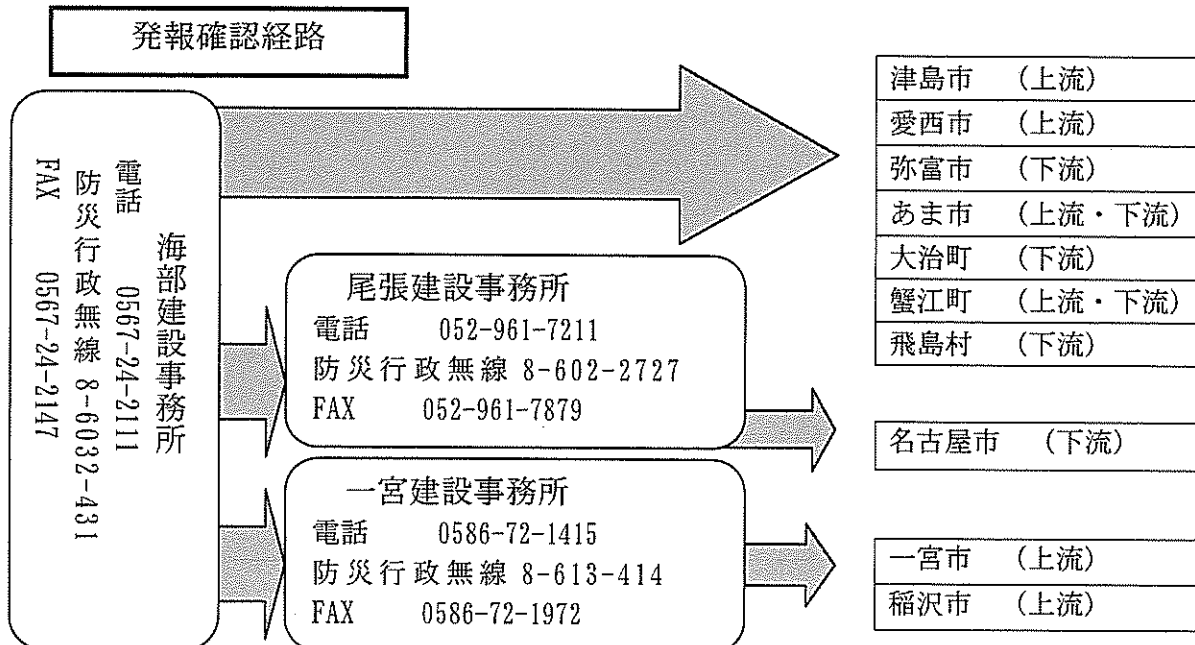
日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

- 1 ____川 ____地先 ____において
- 2 平成__年__月__日__時__分頃
- 3 { 越水 }
 { 破堤 } に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除しました。したがって、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-4

緊急連絡第 ____ 号

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関 係 機 関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分に
- 3 排水再開水位 T. P. - 1. 7 5 m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 5 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 6 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-5

緊急連絡第 ___ 号

平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に
- 3 排水調整準備水位 T. P. - 1. 90 m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

平成____年____月____日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) _____

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 _____ 市役所(町・村役場) _____ 課 氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

平成 年 月 日

戸田川管理者 _____

殿

(河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者) _____

(戸田川管理者 _____)

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 _____ 市役所(町・村役場) _____ 課 氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

注1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。

2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、()内の名称を使用すること。

(2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

<別表>

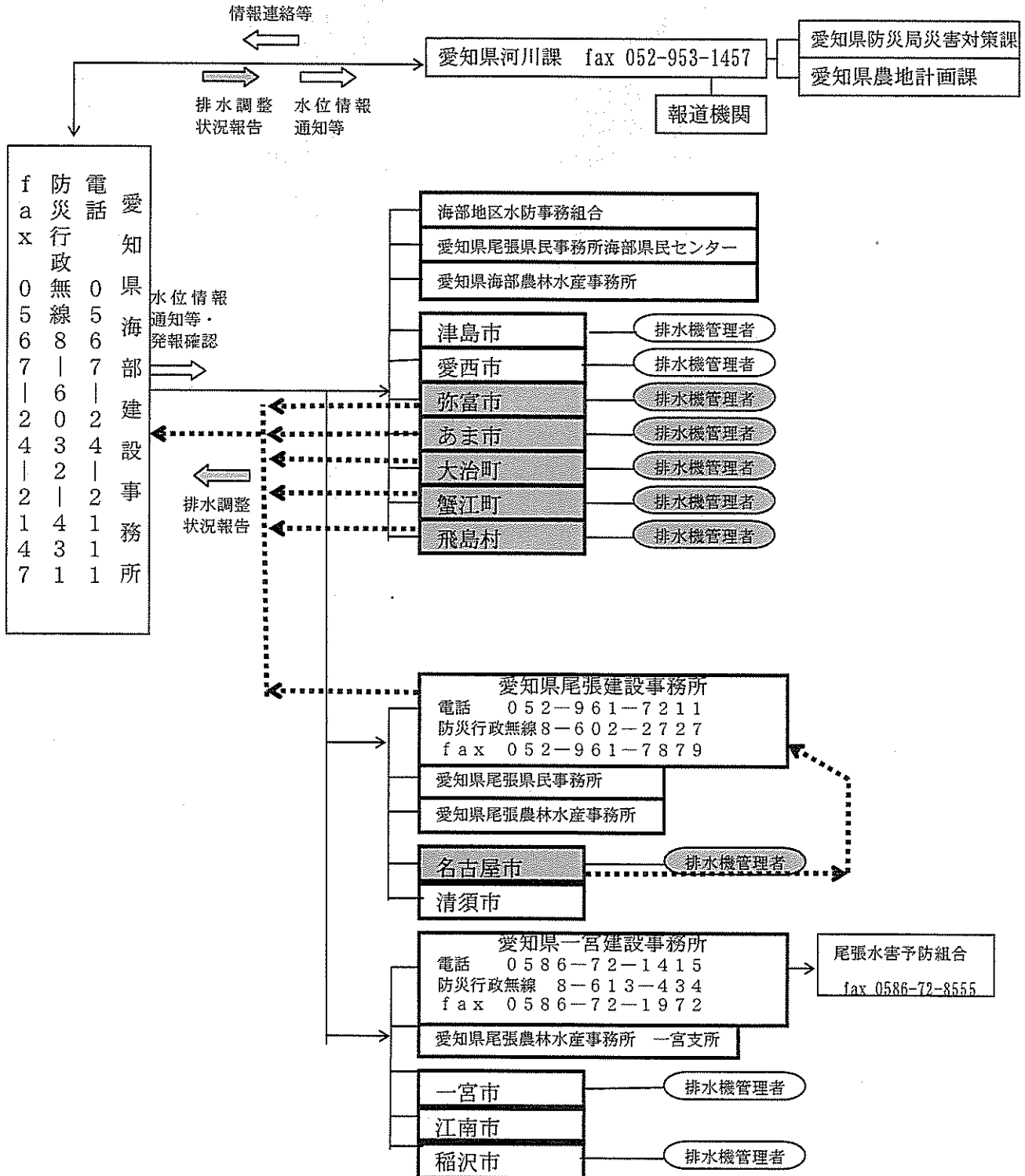
機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

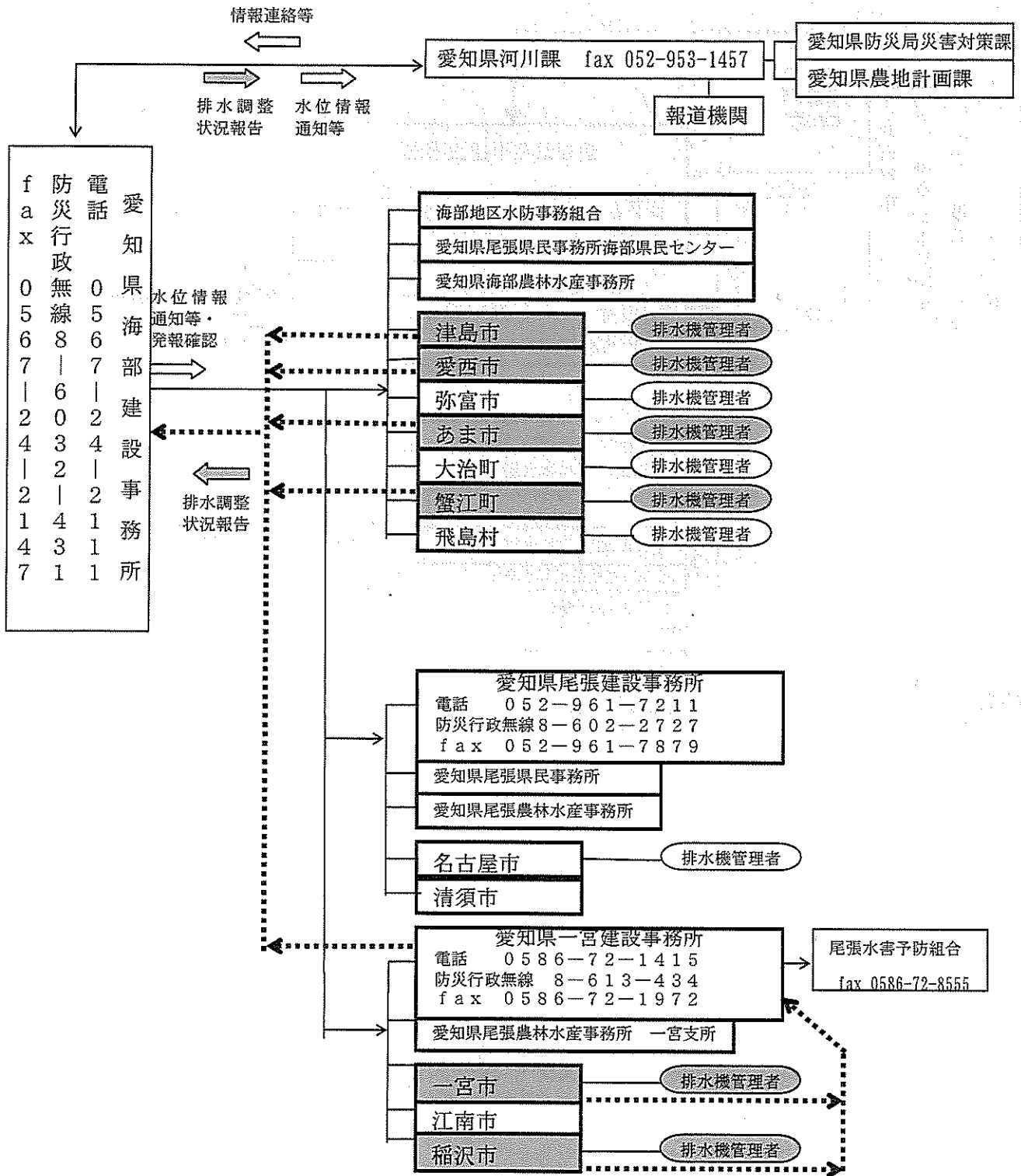


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川上流域（古瀬水位観測所）＞

- の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。
- の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

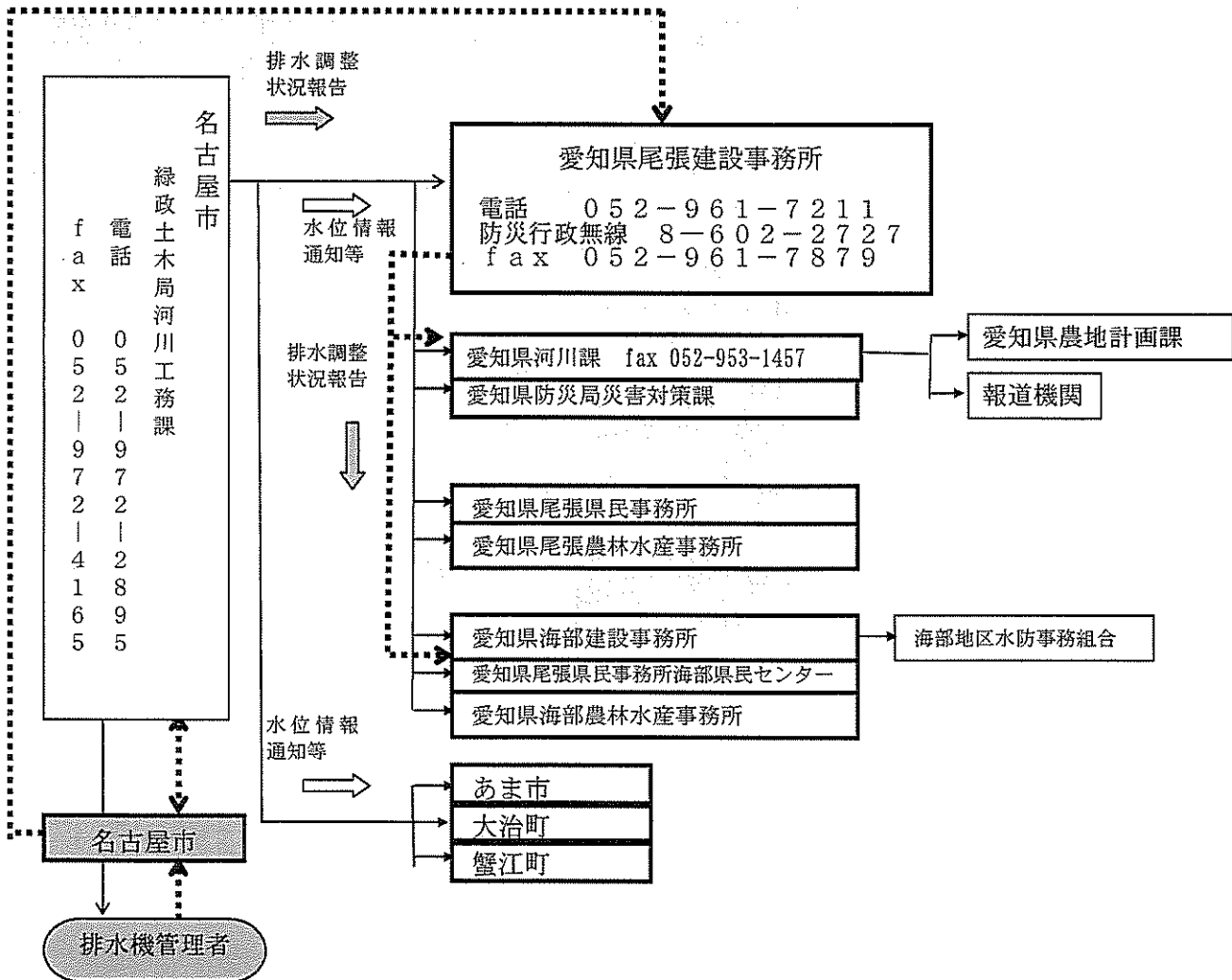


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

□の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。
排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

第十三章 その他

第十三章 その他

第一節 水防訓練

1 県の水防訓練

県の水防に関する訓練は水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資器材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門等の操作

キ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

イ 非指定水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めるものとする。

第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

1 水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体は、毎年水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、知事に協議しなければならない。また水防計画を変更したときは、その都度協議する。（法第32条第1項）

(2) 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を策定し、知事に提出する。

(3) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。また、策定した水防計画は、水防団員、消防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実を、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

(1) 総則

- ア 目的
- イ 水防管理団体の責任
- ウ 住民の義務
- エ 水防計画の周知方法 [配布数量、配布先、説明会の開催]

(2) 水防組織

- ア 水防本部 [組織及び事務分担を定める]
- イ 水防団 [事務分担、分担区域、責任者、人員]
- ウ 非常配備 [水防管理団体の水防本部、水防団・消防団]

(3) 水防施設

- ア 重要水防箇所 [河川名、位置、対応水防工法、重要水こう門等]
- イ 水防資器材 [水防倉庫の位置、備蓄水防資器材の種類・数量、土のう用土砂の存在位置・土量]

(4) 水防活動

- ア 気象・水位・潮位 [雨量、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位、はん濫危険水位（危険水位）、潮位]
- イ 各種通報 [気象予警報、水防警報、洪水予報、水位情報、ダム警報]
- ウ 通信 [連絡責任者、系統図、連絡先、連絡方法、連絡事項、停電等非常時の連絡手段の確保]
- エ 巡視警戒 [責任者、分担区域、人員、巡視方法、異常発見時の連絡方法]
- オ 水こう門、排水ポンプ場、堰堤、ため池等の操作 [操作規則、操作要領、操作責任者、連絡体制、停電時の排水能力の確保]
- カ 水防作業の実施 [水防工法]
- キ 避難勧告・立退きの指示 [勧告・指示の発令基準、住民・災害時要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬送、避難所の位置、備蓄食糧・物品]
- ク 堤防等の決壊によるはん濫 [連絡先、連絡方法、処置]
- ケ 非常輸送 [輸送車両・舟艇、対象物品、輸送ルート、輸送機関との協定内容]
- コ 水防信号及び標識
- サ 公用負担 [証票の標示]
- シ 他機関との応援協力 [協定]
- ス 水防報告 [県水防計画に準じて作成]

(5) 水防訓練

実施時期、実施内容、参加機関

第1 水防資器材の備蓄数量

(第三章 水防施設 関係)

以下省略

第2 名古屋港における推算潮位

以下省略

第3 愛知県水防計画付図

※付図については愛知県建設部河川課ホームページ
「河川課の情報提供」を参照してください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kasen/>)

以下省略

